



技管第488号
土技第514号
平成26年2月20日

一般社団法人 熊本県建設業協会
会長 橋口 光徳 様

熊本県農林水産部長
熊本県土木部長

「熊本県アスファルト混合物事前審査要領」の改訂について（通知）
アスファルト混合物については、事前審査制度により使用材料の品質を確保しているところですが、別添のとおり「熊本県アスファルト混合物事前審査要領」を改訂しましたので通知します。

記

- 1 改訂の主な内容
別添のとおり。
- 2 適用
平成26年4月1日以降の事前審査に適用する。

(改訂の主な内容)

第1条について

- ・ 「舗装設計施工指針」等各種基準に基づき、混合物種類を修正した（耐流動混合物及び排水性等混合物は一般混合物又は再生混合物に包含）。

第2条について

- ・ 混合物種類を修正した（第1条に同じ）。
- ・ 運用に関する細部規定を明記した。

第4条について

- ・ 熊本県建設技術センターの法人名称を変更した。

第6条について

- ・ 混合所の設備及び自主管理状況も審査項目としているため、これを追記した。
- ・ 立入り調査については、第9条に新たに条立てした。
- ・ 混合物種類の修正に伴い、試験項目を修正した。

第8条について

- ・ 混合物の種類修正に伴い、試験項目を修正した。
- ・ 「舗装調査・試験法便覧」に基づき、試験方法の表記を修正した。

第10条について

- ・ 合否判定の基準となる技術基準を修正した。

その他、本要領の条文の解釈を容易にするため、一部の表現を改めた。

熊本県アスファルト混合物事前審査要領

平成26年4月

熊 本 県

目 次

第1条	目 的	[2]
第2条	適用範囲	[2]
第3条	用語の定義	[2]
第4条	審査機関及び事務局の設置	[3]
第5条	審査対象混合物	[3]
第6条	審査項目	[3]
第7条	申請手続き	[4]
第8条	確認試験の実施	[4]
第9条	立入り調査	[6]
第10条	審査および合否判定	[6]
第11条	認定証の発行および公表	[7]
第12条	自主管理と品質保証	[7]
第13条	不合格の再申請	[7]
第14条	認定証の有効期間	[7]
第15条	認定の取消等	[7]
第16条	審査費用	[8]
第17条	その他	[8]
附 則		[8]
別表－1	審査対象混合物一覧表	[9]
別表－2	アスファルト混合物事前審査の適用範囲	[10]
別表－3	関係機関（第10条2項関係）	[11]
（参考）	試験用語の解説	[12]

(目的)

第1条 本要領は、熊本県で製造される加熱アスファルト混合物（以下「一般混合物」という。）及び再生加熱アスファルト混合物（以下「再生混合物」という。）の事前審査制度に関する運用について定めたものである。

本制度の運用により発注者、施工者及びアスファルト混合物製造者（以下「AS製造者」という。）の業務の合理化、省力化並びにアスファルト混合物（以下「混合物」という。）の安定した品質の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、熊本県農林水産部及び土木部が発注する工事等で使用する一般混合物及び再生混合物の製造管理に係る設備、使用材料、配合設計、試験練り及びアスファルト混合物製造の自主管理等についての事前審査に適用する（適用範囲の詳細は別表－2参照）。

2 アスファルト混合物事前審査に関する基本事項は、本要領によるものとし、運用に関する細部事項については、「一般財団法人熊本県建設技術センターと熊本県アスファルト合材協会との「熊本県アスファルト混合物事前審査」に関する協定書」並びに「熊本県建設技術センター運用規程」によるものとする。

(用語の定義)

第3条 事前審査とは、アスファルト混合所（以下「混合所」という。）で製造される混合物の品質等について、審査機関が本要領の定めに基づき、事前に審査し、認定することをいう。

2 審査機関とは、混合物の事前審査を行う機関のことをいう。

3 事務局とは、事前審査の運営に係る業務を行うものをいう。

4 立入り調査とは、審査機関及び熊本県の関係職員が確認試験用供試体のサンプリング・作製に立会い、混合所の設備、使用材料、配合、自主管理の状況及び指導事項に対する処置状況等を調査、確認することをいう。

5 審査及び合否の判定とは、AS製造者から提出された資料に基づき、

混合物の品質管理について、審査機関が確認試験及び書類審査を実施し、合否判定を行うことをいう。

6 認定とは、審査結果に基づき、審査機関の長が混合物を認定することをいう。

(審査機関及び事務局の設置)

第4条 審査機関は、一般財団法人熊本県建設技術センターとする。

2 事務局を審査機関内に設置する。

(審査対象混合物)

第5条 審査対象混合物は、原則として次の各号のいずれかとする。

- (1) 別表－1に示す混合物
- (2) 熊本県が必要と認めた混合物

(審査項目)

第6条 事前審査における審査項目は、混合物の品質等に係わる事項で、使用する材料、混合物の配合設計、混合所の設備及び自主管理状況を対象とし、その審査項目の詳細は次のとおりとする。

- (1) 一般混合物
 - ① 混合物に使用する原材料（碎石、砂、石粉、アスファルト等）の基準試験結果
 - ② 混合物の室内配合設計結果及び現場配合設定結果（配合比率、粒度、設計アスファルト量、マーシャル特性値、理論最大密度、基準密度、混合温度及び必要に応じて動的安定度、透水係数等）
 - ③ 混合物の確認試験、追加試験結果（マーシャル特性値、密度、粒度、アスファルト量、及び必要に応じて動的安定度等）
 - ④ 混合所の設備、自主管理の状況等
- (2) 再生混合物
 - ① 補足材（碎石、砂、石粉、新アスファルト、再生用添加剤等）の基準試験結果
 - ② 再生骨材についての材料試験結果（粒度、旧アスファルト量、旧アスファルトの針入度、洗い試験による損失量等）

- ③ 再生混合物の室内配合設計結果及び現場配合設定結果（再生骨材配合率、粒度、再生アスファルト設計針入度、回収アスファルト針入度、新アスファルト量、添加剤添加量、設計再生アスファルト量、マーシャル特性値、理論最大密度、基準密度、混合温度、及び必要に応じて動的安定度等）
- ④ 再生混合物の確認試験、追加試験結果（マーシャル特性値、密度、粒度、アスファルト量、及び必要に応じて動的安定度等）
- ⑤ 再生アスファルト混合所の設備、自主管理の状況等
- ⑥ 再生骨材に関する日常管理試験結果（粒度、旧アスファルト量、旧アスファルトの針入度、洗い試験による損失量等）

（申請手続き）

第7条 申請手続きに関する事項は、次のとおりとする。

（1）受付

事前審査の申請受付期間は、年間を通してそのつど審査機関が定めるものとする。

（2）申請回数

事前審査の申請回数は、1混合所あたり年1回を基本とする。

ただし、特別な事由がある場合は、予め審査機関の長に届け出て申請を行うことができるものとする。

（3）申請書の提出

申請者は、審査機関が定めた「アスファルト混合物事前審査申請書」を申請混合物ごとに審査機関に提出する。

（4）確認試験用供試体等の作製及び送付

申請者は確認試験用供試体等を作製し、審査機関に送付する。

（確認試験の実施）

第8条 審査機関は、申請混合物の確認試験を次の各号に示す要領で行う。

（1）申請時

申請時の確認試験は、申請混合物全てについて行う。

（2）確認試験用供試体の試験項目及び試験方法は、次のとおりとする。

① マーシャル安定度試験及び密度試験

社団法人日本道路協会編「舗装調査・試験法便覧（以下「試験法便覧」という。）B001 ㊦マーシャル安定度試験方法及びB008 ㊦アスファルト混合物の密度試験方法」に準拠する。

② アスファルト抽出試験

試験法便覧「G028 ㊦アスファルト抽出試験方法」に準拠する。

③ 抽出後の骨材ふるい分け試験

試験法便覧「A003 ㊦㊧骨材のふるい分け試験方法」に準拠する。

④ ホイールトラッキング試験

試験法便覧「B003 ㊦ホイールトラッキング試験方法」に準拠する。

(3) 確認試験用供試体の種類、個数及び質量については、次のとおりとする。

① マーシャル安定度試験及び密度試験用供試体：各混合物種に対し3個。

② 抽出試験用混合物試料：1,000～1,100g／1試料当たりとし、1混合物につき3試料採取。

③ ホイールトラッキング試験用供試体等（耐流動混合物申請者に限る。混合所で作成したホイールトラッキング試験用供試体3個。

(4) 確認試験用材料及び混合物のサンプリング方法（マーシャル安定度試験、密度試験、抽出試験及びホイールトラッキング試験用）は、次のとおりとする。

混合所で混合した現場配合の混合物について、試験法便覧「G026 ㊦アスファルト混合物のサンプリング方法」に準拠し、サンプリングを行う。

(5) 確認試験用供試体の作製方法は、次のとおりとする。

① マーシャル安定度試験用および密度試験用供試体

本条（4）によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「B001 ㊦マーシャル安定度試験方法」に準拠し作製する。

② 抽出試験用試料

本条（4）によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「G028 ㊦アスファルト抽出試験方法」に準拠し試料を準備する。

③ ホイールトラッキング試験用供試体

本条（4）によりサンプリングした材料を用い、試験法便覧「B003

①「ホイールトラッキング試験方法」に準拠し作製する。

(6) 確認試験用供試体等の梱包は以下による。

① マーシャル安定度試験及び密度試験用供試体は、輸送中に変形あるいは崩壊しないように適切な仕切り、又は緩衝材を設け、まとめて梱包する。

② 抽出試験用混合物試料は、放冷した後、試料の全量を適当な大きさの離型紙で包むか、またはビニール袋にそれぞれ入れ、まとめて梱包する。

③ ホイールトラッキング試験用供試体は、輸送中に変形あるいは崩壊しないように厚手の合板等で仕切り、または緩衝材を設け、まとめて梱包する。

(7) 確認試験用供試体及び資料は、次に示す方法により明記し、審査機関に送付する。

① マーシャル安定度試験及び密度試験用供試体：必要事項を記入し各供試体の表面に貼付する。

② 抽出試験用混合物試料：各試料ごとに袋詰めし、必要事項を記入した用紙を袋の中に入れるか又は貼付する。

③ ホイールトラッキング試験用供試体：必要事項を記入し、各供試体の表面に貼付する。

(立入り調査)

第9条 審査機関及び熊本県の関係職員は、確認試験及び工事の竣工検査時に疑義が生じた場合、その他必要と認める場合は、混合物の品質確認のため、随時混合所に立入り調査をすることができるものとする。

(審査および合否判定)

第10条 審査機関は、本要領第6条に定める審査項目について、舗装設計施工指針、舗装設計便覧、舗装施工便覧、舗装再生便覧、舗装調査・試験法便覧、アスファルト混合所便覧及び透水性ガイドブック2007並びに農林水産部及び土木部の各共通仕様書・各施工管理基準により合否判定を行う。

(認定証の発行および公表)

第11条 審査機関の長は、審査結果に基づき、申請者に対して「アスファルト混合物事前審査認定証」(様式は審査機関が別途定める)を速やかに発行する。

2 審査機関の長は、認定結果を審査機関内に保管するとともに、審査機関のホームページに掲載するものとする。

なお、年に1回は別表-3に定める関係機関へ、審査結果報告書を送付するものとする。

(自主管理と品質確保)

第12条 事前審査制度により混合物の認定を受けた混合所は、混合物の製造に関して適切な自主管理を行い、認定混合物の品質確保を行うものとする。

(不合格の再申請)

第13条 申請者は、審査で不合格となった混合物について、本要領第7条以降の手続きにより、再申請を行い審査を受けることができる。

なお、確認試験結果のみが不合格となった場合には、確認試験のみの再申請とすることができる。

(認定証の有効期間)

第14条 認定証の有効期間は、認定証の発行日から1年間とする。

2 有効期間中に、次に示す認定事項に変更が生じた場合には、新たに申請を行い認定を受けるものとする。この場合、混合所は変更が生じる当日までに、認定証を審査機関に返却しなければならない。

(1) 原材料の変更(ただし、同一規格のストレートアスファルトは除く。)

(2) 混合所設備の新築・改築

(認定の取消等)

第15条 審査機関の長は、次の各号に該当する場合、認定の取消しを含めた処置を行う。この場合、混合所は速やかに認定証を審査機関に返却しなければならない。

- (1) 認定混合物の品質について疑義の申し立てがあり、当該混合所に対して立入調査を実施し、混合所に責任があると判定した場合。
- (2) 立入調査の結果、指導事項の改善が実施されていないと審査機関の長が判定した場合。

(審査費用)

第16条 申請者は、別途定める審査、確認試験、追加試験及び再試験に要する費用を審査機関に支払うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めのない事項は、熊本県と審査機関及びAS製造者で組織する熊本県アスファルト合材協会が協議して定める。

(附 則)

本要領は、平成17年10月1日から施行する。

本要領は、平成26年4月1日に一部改正する。

(別表－1) 第5条関係

審査対象混合物一覧表

使用場所	アスファルト混合物名	最大粒径 (mm)	一般混合物				再生混合物			
			標準混合物		耐流動混合物		標準混合物		耐流動混合物	
			50回	75回	50回	75回	50回	75回	50回	75回
上層路盤	アスファルト安定処理混合物	40, 30	V-01	—	—	—	R-01	—	—	—
基層	粗粒度アスファルト混合物	20	V-02	V-02A	—	V-03A	R-02	R-02A	—	R-03A
表層	密粒度アスファルト混合物	20	V-04	V-04A	—	V-05A	R-04	R-04A	—	R-05A
	密粒度アスファルト混合物	13	V-06	V-06A	—	V-07A	R-06	R-06A	—	R-07A
	細粒度アスファルト混合物	13	V-08	V-08A	—	—	R-08	R-08A	—	—
	密粒度ギャップアスファルト混合物	13	V-09	V-09A	V-17	V-17A	R-09	R-09A	—	—
	開粒度アスファルト混合物	13	V-10	V-10A	—	—	R-10	R-10A	—	—
	ホーラスアスファルト混合物	20	—	—	V-12	—	—	—	—	—
	ホーラスアスファルト混合物	13	—	—	V-13	—	—	—	—	—
	透水性アスファルト混合物	13	V-11	—	V-14	—	—	—	—	—

注－1) 「V」は一般混合物を示し、「R」は再生混合物を示す。また、75回突固めの混合物は、末尾に「A」を示す。

注－2) 同一記号混合物複数申請の場合の記号の付け方

耐流動混合物の場合「a」「b」「c」等をつけて使用するアスファルトを区別する。(例：V-05A、V-05Aa)

- a：改質Ⅰ型アスファルトポリマー改質アスファルトⅠ型
- b：改質Ⅱ型アスファルトポリマー改質アスファルトⅡ型
- c：高粘度改質アスファルトポリマー改質アスファルトⅢ型
- d：ポリマー改質アスファルトH型

(別表－２) 第２条関係

アスファルト混合物事前審査の適用範囲

種別	試験区分	試験項目	事前審査適用範囲
材料	必須	骨材のふるい分け試験	建設技術センター事前審査認定証により確認。
		骨材の密度及び吸水率試験	
		骨材中の粘土塊量の試験	
		粗骨材の形状試験	
		フィラーの粒度試験	
		フィラーの水分試験	
	その他	フィラーの塑性指数試験	建設技術センター事前審査認定証により確認。
		フィラーのフロー試験	
		フィラーの水浸膨張試験	
		フィラーの剥離抵抗性試験	
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	
		製鋼スラグの比重及び吸水率試験	
		粗骨材のすりへり試験	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	
		粗骨材中の軟石量試験	
		針入度試験	
		軟化点試験	
		伸度試験	
		トルエン可溶分試験	
		引火点試験	
薄膜加熱試験			
蒸発後の針入度比試験			
密度試験			
高温動粘度試験			
60℃粘度試験			
タフネス・テナシティ試験			

種別	試験区分	試験項目	事前審査適用範囲
プラント	必須	室内配合試験	建設技術センター事前審査認定証により確認。
		現場配合試験	
		粒度（2.36mmフルイ）	
		粒度（75μmフルイ）	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	
		温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	
		基準密度の決定	
	ホットビンの骨材合成粒度試験		
その他	ホイールトラッキング試験		
舗設現場	必須	現場密度の測定	従来通り各部基準による。
		温度測定（初期締固め前）	
		外観検査（混合物）	
		アスファルト量	
		粒度	
	その他	すべり抵抗試験	

（別表－３）関係機関（第１０条２項関係）

	送付先機関名（担当部署）
1	農林水産部（技術管理課）
2	土木部（土木技術管理課）
3	各地域振興局（各関係課）
4	熊本土木事務所（技術管理課）
5	熊本農政事務所（農地整備課）
6	熊本県アスファルト合材協会

【試験用語の解説】

1. 洗い試験による損失量 (P4)

再生骨材の水洗い前の75 μ mふるいにとどまるものと、水洗い後の75 μ mふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求めたものがあり、骨材中に含まれるシルト、粘土量を表す。

2. アスファルト抽出試験 (P5)

アスファルト混合物に含まれるアスファルト分の量を計る試験であり、試験方法には、遠心分離法、ソックスレー抽出法等がある。

3. 加熱アスファルト混合物 (P2)

アスファルトプラントで、アスファルトと骨材を加熱して混合し、加熱状態のまま舗設、転圧を行うアスファルト混合物をいう。

4. 回収アスファルト (P4)

再生骨材、アスファルト混合物に含まれるアスファルトを性状を変化させずに回収したアスファルトをいう。

5. 基準密度 (P3)

アスファルト混合物の締固めにおいて締固め度の判定の基礎になる密度をいう。尚、基準密度は室内で求められた最適アスファルト量の密度のことをいう。

6. 旧アスファルト含有量 (P4)

再生骨材に含まれる旧アスファルトの質量百分率をいう。

7. 現場配合設定 (P3)

室内配合に基づいて、現場における材料の状態、計量方法、機械の性能等に応じて最終的に修正した配合をいう。

8. ポリマー改質アスファルト (P9)

耐流動混合物、排水性ポーラスアスファルト混合物に用いることを主目的として60℃粘度を高めた改質アスファルトである。用途に応じたゴム・熱可塑性樹脂ポリマーの添加量の違いによって、I型、II型、III型、H型がある。

9. 再生加熱アスファルト混合物 (P2)

再生骨材に必要な応じて再生用添加剤、新アスファルトや補足材を加えて製造した加熱アスファルト混合物をいう。

10. 再生用添加剤 (P4)

再生加熱アスファルト混合物を製造する際に、老化した旧アスファルトを再生する目的で添加する材料をいう。

11. 再生骨材 (P4)

アスファルト廃材より製造した骨材をいう。通常、13~0mmのサイズである。

12. 室内配合設計 (P3)

粗骨材、細骨材、石粉等の材料性状を基に室内試験を実施し、その結果から所要の品質が得られる配合を決定したものをいう。

13. 新アスファルト (P4)

いわゆるストレートアスファルトのことであり、原油のアスファルト分をなるべく熱による変化を起こさないで蒸留により取り出したものをいう。

アスファルトの針入度は、一般地域では主として60~80積雪寒冷地域では80~100が用いられる。

14. 旧アスファルト (P4)

アスファルト廃材より製造した再生骨材に含まれているアスファルトをいう。

15. 耐流動アスファルト混合物 (P2)

温暖地域の重交通道路において、粒度や使用するアスファルトを改善した耐流動性を高めたアスファルト混合物をいう。

16. 低騒音舗装用アスファルト混合物 (P2)

タイヤと舗装路面が接するとき発する騒音を抑制することを目的にした開粒度タイプのアスファルト混合物をいう。

17. 動的安定度試験 (P4)

ホイールトラッキング試験のことをいい、アスファルト混合物の流動に対する抵抗性を表すもので、わだち掘れ量1mmあたりの試験輪の通過回数で示される。

18. ポーラスアスファルト混合物(車道用) (P2)

一般的に不透水層のアスファルト混合物の表層に用いられる透水機能を有したアスファルト混合物をいう。

(15~25%の空隙率)

尚、透水性等混合物。(歩道用)とは区別する。

19. 補足材 (P4)

再生アスファルト混合物を製造する際に、品質改善のため再生骨材に加える新しい材

料をいう。

20. マーシャル安定度試験 (P5)

アスファルト混合物の配合を決定するために行う試験で、円筒供試体を使用し、円筒をねかせた状態で荷重をかけ、供試体が破壊するまでの最大荷重(マーシャル安定度)とそのときの変形量(フロー値)を求める。

21. 理論最大密度 (P3)

アスファルト混合物の配合設計で、空隙率の計算に必要な混合物の仮想上の最大密度をいい、締固めた混合物中に空隙が全く存在しないと考えた値をいう。